

# 在日難民の脱貧困ネットワーク確立事業

## 報告書



認定NPO法人 Japan Association for Refugees

難民支援協会

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業

## 目次

難民への権利擁護を行う弁護士拡大.....	3
プロボノネットワーク拡大事業.....	5
法的支援ケースカンファレンスの実施.....	7
生活支援ケースカンファレンスの実施.....	9
難民への住居支援の実施.....	11
医療同行通訳者のキャパシティビルディング.....	12
難民グループワーク（メンタルサポート）の実施.....	13
難民集住地域における自助、共助の仕組作り.....	14
経済的自立支援プログラムの実施.....	16
首都圏外の困窮難民支援の拡大.....	19

## 難民への権利擁護を行う弁護士拡大

難民認定されるためには、難民であることを証明する必要があります。日本の厳しい難民認定基準を満たすには、証拠資料の収集等において、弁護士から専門的な支援を受けることが重要です。実際に、2014年に難民認定を得た11人のうち、少なくとも10人は法律専門家による支援を受けていたことが分かっています。一方で、難民認定のための法的支援の経験を持つ弁護士は多くありません。難民認定手続きの支援は極めて専門性が高く、経験の浅い弁護士が単独で受任することは困難です。JARはこのような状況を打開するため、難民支援において長年の経験を有する弁護士が、経験の浅い弁護士に対してアドバイスを提供することをサポートする事業を実施しました。

### 新たに参画する弁護士が取り組みやすい仕組づくり

難民支援の経験が浅い弁護士が、経験豊富な弁護士から適切な助言を受けながらケースにあたれる体制づくりに取り組みました。多くの場合、難民は経済的に困窮しているため、弁護士費用は弁護士会の法律扶助を利用します。扶助は十分ではなく、共同で受任した場合も扶助額は変わらないため、難民支援に新たに取り組む弁護士が、アドバイザーがいる環境で受任することは経済的にも難しい状況でした。全国難民弁護団連絡会議世話人会議への相談の下、経験の多い弁護士11名（下記参照）をアドバイザーとして確保。弁護士から相談があった際に紹介し、支援を受けた際にはウェブフォームを通じて、ケースの概略と支援内容を報告の上、アドバイザーに謝金が支払われる仕組を作りました。弁護士間のネットワークと経済的な課題が解消され、これまで、23名の弁護士に対し60件の支援を提供しました。

成果の事例としては、永里桂太郎弁護士が児玉晃一弁護士の協力を得ながら担当した、アフガニスタン出身の難民が、一次手続きにおいて人道配慮による在留許可を得られたことが挙げられます。また、本助成を用いて、紀尾井町法律事務所に所属する山田さくら弁護士を中心に、シリア難民を支援する弁護団に参加。難民認定手続きそのものに対する支援だけでなく、弁護団の運営に参画いただき、戦略的訴訟、メディア対応、政治的アプローチなど多様な手段を用いた難民支援にも取り組んでいただいている。これまで個別の難民認定手続きを支援してきた紀尾井町法律事務所は、今後も弁護士の難民支援の中核に発展することが期待されています。このような支援は、難民支援を行う弁護士から好評いただきましたが、継続して事業を実施するには予算措置も含めた制度化が必要です。今後もより充実した制度となるように、関係者と協力していきます。

### 支援を提供した弁護士

- ・児玉 晃一 弁護士（マイルストーン法律事務所）
- ・鈴木 雅子 弁護士（いずみ橋法律事務所）
- ・渡邊 彰悟 弁護士（いずみ橋法律事務所）
- ・永野 靖 弁護士（新千代田法律事務所）
- ・難波 満 弁護士（東京駿河台法律事務所）
- ・関 聰介 弁護士（銀座プライム法律事務所）
- ・小田川 綾音 弁護士（いずみ橋法律事務所）

- ・宮内 博史 弁護士 (東京パブリック法律事務所)
- ・田島 浩 弁護士 (五反田法律事務所)
- ・浦城 知子 弁護士 (信和法律事務所)
- ・本田 麻奈弥弁護士 (いづみ橋法律事務所)

## プロボノネットワーク拡大事業

国際的法律事務所は英語が堪能でプロボノ活動に関心が高い弁護士が所属していることが多く、難民支援協会（JAR）はこれまでにもいくつかの国際的法律事務所とともに難民への法的支援に取り組んできました。長期間のパートナーシップにより、知識や経験が事務所内で蓄積され、極めて困難な難民認定も複数得るなど、大きな成果につながっています。

### TMI 法律事務所が正式パートナーに



より多くの法律事務所とのパートナーシップを目指し、国際的法律事務所や大手法律事務所に対してプロボノ活動を紹介し、協力を呼びかけました。パートナーシップの内容は、難民申請者に対する法的支援から、出身国情報の調査、文書の翻訳など、各事務所の関心や制約などに応じて柔軟に調整し、参画しやすいよう工夫しています。結果、今年度は TMI 法律事務所とのパートナーシップを確立することができ、すでに

ケースを受任いただいている。日本の大手涉外事務所との連携は今回が初めてで、正式パートナーは 4 事務所となりました。

### プロボノ活動に関する円卓会議を開催

また、10月28日には従来からのパートナー事務所であるディエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所にてプロボノ活動に関心のある弁護士を招待した円卓会議を開催しました。9つの法律事務所と証券会社法務部の弁護士が参加。プロボノ活動を行っている事務所のモデルなどを紹介しました。プロボノ活動に関心はあっても、参加の機会が乏しいこともあります。その後、各事務所に訪問し、それぞれにあった形でのプロボノ活動の提案も行いました。

すでにパートナーシップを結んでいる 3 法人、モリソンフォースター外国法事務弁護士事務所、ディエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所、ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）へも訪問し、今後のプロボノ活動について協議し、より深い連携を目指していくことを確認しました。モリソンフォースター外国法事務弁護士事務所には弁護士向けトレーニングの会場を提供いただき、直接のプロボノ活動を越えた連携がきました。またビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）には、ゴールドマンサックス証券株式会社との連携においても協力をいただき、1 件のケースが受任されています。JAR は今後も法律事務所よりプロボノでのご協力をいただけるように、法律事務所に引き続き働きかけをしていきます。

## コンタクトした法律事務所一覧

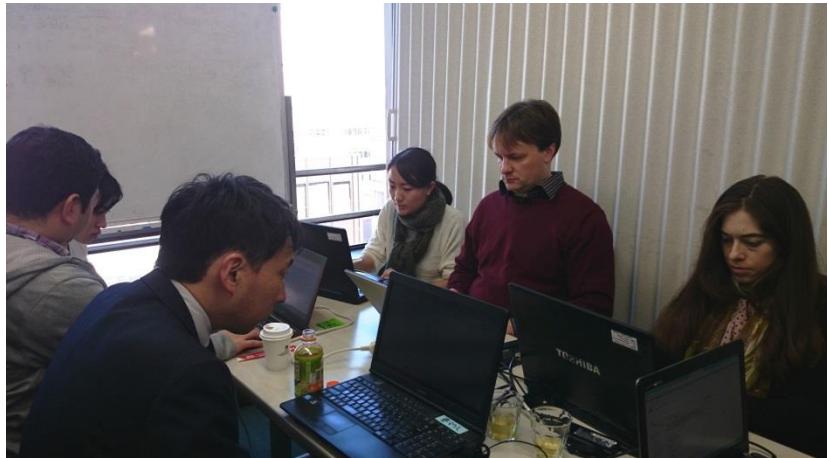
- ・TMI 法律事務所
- ・ジョーンズディ
- ・オメルベニーアンドマイヤーズ
- ・レイサムアンドワトキンス
- ・ポールヘイスティングス
- ・ゴールドマンサックス証券
- ・バークレイズ証券
- ・アーンストアンドヤング法律事務所
- ・モルガン・ルイス法律事務所
- ・グリーンバーグ・トローリッジ外国法事務弁護士事務所

## 法的支援ケースカンファレンスの実施

日本の難民認定手続きは非常に複雑で、適切な法的支援を提供するためには専門知識が欠かせません。職員の知識の偏りなどによって支援の質にばらつきが生じないよう、外部の専門家を含めて支援方針を協議する法的支援ケースカンファレンスを開催しました。助成期間内に 11 回実施しました。ケースカンファレンスでは難民支援協会（JAR）の法的支援担当職員と、難民支援の実務において深い専門知識を有する弁護士 1 名で、多様な観点から議論を行い、JAR に登録されたクライアント全員について支援の方向性を決定します。今年度はこれまでの体制に加えて、各国の情勢に詳しい、全国難民弁護団連絡会議事務局員の杉本大輔氏を招へいし、難民出身国の最新情報や国際的な難民保護基準を合わせ、より多角的な視点から実施しました。

### 一人ひとりに最適な支援を目指して

2014 年に登録されたクライアントは 398 人。出身国は 50 ヶ国にわたり、難民申請を希望する背景は極めて多様です。性的マイノリティや未成年者、性暴力被害者など、特別な配慮が必要なケースも少なくありませんでした。最適な支援はそれぞれ異なるため、個別に評価することは極めて重要です。多量のレビューを行うため、事前に JAR の職員で支援方針のめどを立て、議論の効率化を図りました。2014 年度にこれまで実施したケースカンファレンスで議論したケースは 585 件。支援方針を決定するだけの情報がなく、再度議論が必要となったケースも一部ありましたが、ほとんどのケースはその場で支援方針を決めることができました。そのうち 69 ケースは帰国後のリスクが特に高く、集中的な法的支援が必要と判断され、出身国調査や陳述書の作成、特定の弁護団へのリファーなどさまざまな支援方針が決定されました。性的マイノリティのケースについては、近年発足した LGBT 弁護団へのリファーも可能になり、支援の幅が広がりました。今後もケースカンファレンスの実施を通じて、支援における公平さを担保し、法的支援職員の知識の平準化も目指していきたいと考えています。



### 参加した弁護士

弁護士は関聰介氏（銀座プライム法律事務所）、市川正司氏（新千代田総合法律事務所）、鈴木雅子氏（東京パブリック法律事務所三田支所）、宮内博史氏（東京パブリック法律事務所）の 4 名のうち、各会に 1 名が参加しました。

日程	参加弁護士
2014年8月4日	宮内
8月22日	鈴木
10月21日	関
11月19日	市川
12月4日	宮内
12月24日	鈴木
2015年1月15日	市川
1月29日	関
2月16日	宮内
3月2日	関
3月20日	鈴木

## 生活支援ケースカンファレンスの実施

支援事業部の生活支援部門では、外部の専門家を交えたケースカンファレンスを隔月1回、行っています。カンファレンスでは、個別ケースの対応検討、グループワークの報告・検討、事例を通じたスーパービジョン、生活支援の動向等の話し合いが行われました。職員（のべ7名）に加えて、外部機関のソーシャルワーカー専門家（社会福祉士あるいは精神保健福祉士の資格をもつ大学教員2名）がスーパーバイザーとして参加しました。



ケースカンファレンスでは、各職員が対応しているケースを共有し、スーパーバイザーから福祉的な側面でアドバイスをいただきながら、今後の支援方法について検討しています。2014年度も、生活支援の現場では生活困窮やホームレスとなっている難民申請者からの相談が多く寄せられ、毎回のカンファレンスで、相談の傾向や制度的な課題について議論しました。2014年10月以降は、上記に加えて、相談が相次いだ

未成年の難民申請者への支援体制についても慎重に検討がなされました。さらに、スーパーバイザーからは、国内外のソーシャルワーカーの職能団体による会議・研修や、ソーシャルワーカースキルの動向等の最新情報も提供いただき、職員のキャパシティビルディングに努めました。会議や研修に参加することで、職員のスキルアップとなるだけでなく、個別ケースの問題を解決するヒントを得たり、難民支援における制度的な課題等を職能団体に発信し、ソーシャルアクションへつなげる機会になったりしています。

また、今年度は女性のためのシェルターを運営する団体より講師を招き、団体の歴史や活動状況、シェルター利用例や相談事例等について学びました。シェルターは、弊会においてニーズが高いため、利用者への対応や運営方法の点からも他団体の取り組みは大変参考になりました。今後も外部の専門家との定期的なカンファレンスを実施し、より適切な支援の在り方を模索していきます。

(参考) 2014 年度 生活支援ケースカンファレンスの概要

回	月日	ケースカンファレンスの概要
1	5月 23日 (金) 10時半～12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の相談傾向（家族ケースの急増とその対応）</li> <li>・研修情報共有、社会福祉士会アセスメントシートへのインプット</li> <li>・ケースシェア（単身男性：医療・介護ニーズ等）</li> </ul>
2	7月 25日 (金) 10時半～12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の相談傾向（シェルター確保や家族ケース増）</li> <li>・ケースシェア（単身男性：メンタルヘルス、医療ニーズ等）</li> <li>・IFSW メルボルン大会報告</li> </ul>
3	9月 26日 (金) 10時半～12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の相談傾向（空港ケース増加、感染症対策について）</li> <li>・ケースシェア（単身男性：生活保護制度、医療ニーズ等）</li> <li>・今年度のゲストスピーカーについて検討</li> </ul>
4	11月 28日 (金) 11時～12時半	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の相談傾向（ホームレスおよび未成年ケースの増加について）</li> <li>・ケースシェア（単身男性：生活困窮&amp;住居ニーズ等）</li> </ul>
5	1月 30日 (金) 10時半～12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の相談傾向（新規来日ケース&amp;ホームレス増加、シェルター運営について）</li> <li>・ケースシェア（家族ケース：家族呼び寄せと今後の定住等）</li> <li>・グループワーク実施報告</li> <li>・ゲストスピーカー勉強会確認、研修情報共有</li> </ul>
	2月 20日 (金) 10時半～12時	坂間治子氏（HELP 女性の家ソーシャルワーカー）勉強会
6	3月 27日 (金) 10時半～12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の相談傾向</li> <li>・ケースシェア</li> </ul>

## 難民への住居支援の実施

2014年の難民申請者数は5,000人。過去最多を記録した年となりました。難民申請者の増加に伴い、難民支援協会（JAR）にも多くの難民が相談に訪れました。単身で来日し、母国からの所持金でしばらく何とか生活していたものの、所持金が尽きてからは頼れる先がなく、ホームレスになってしまったという相談も引き続き、多く寄せられました。JARは、相談者一人ひとりに寄り添い、脆弱性を個別に見極めた上で、それぞれのニーズに合った支援ができるよう努めています。

### シェルターは常に満室状態

ホームレスとなってしまった難民への支援として、2014年7月より、一時的に滞在できるシェルターを関東に計8部屋（神奈川県2部屋、埼玉県4部屋、千葉県2部屋）確保。16名が利用しました。同月から大阪にも3部屋を設け、関西でホームレス状態にあった難民6名を支援しました。関東においてシェルターの空きを待つ難民の数は2015年2月までに10名、8名、5名、5名、4名、6名、6名、11名と推移し、常に満室状態が続きました。シェルターの空きを待つ難民にとって、冷え込む11月から2月は過酷な季節です。事務所が開いている日中には、待合室であたたかい食事や仮眠を取っていただきました。事務所が閉まる17時以降は、近隣のファストフード店などで寒さをしのぐほか、時には公園や駅などの屋外で寝袋をしいて横にならざるを得ない方も多くいらっしゃいました。炊き出しや無料でシャワーを浴びることのできる施設情報の提供に加えて、健康状態に応じて、近隣の宿を一時的に手配するなど、路上生活の厳しさを少しでも緩和できるよう奔走しました。しかし、長時間座った姿勢でいることや硬い床の上で仮眠を取ること、また精神的なストレスなどによって体調を崩す方も多く、身体の痛みを訴えるなど医療機関の受診が必要となつたケースもありました。



特に脆弱性が高い方については、シェルターの空きに関わらず、緊急的に宿泊施設を手配することもあります。例えば、未成年の単身での来日。先の見通しが立たない中で、安全に休める場所がないことは誰にとっても大きなストレスですが、未成年の場合、その影響は特に深刻です。今年度、支援した未成年は、来日後まもなくJARを来訪。日本に知り合いがおらず、所持金もほとんどない状況でした。日本での今後の生活の基盤づくりや難民申請の手続きについて、職員が丁寧にカウンセリングと情報提供を行いました。職員が安全な宿泊施設を探した上で、シェルターの空きが出るまでの間の宿泊代を支援し、最低限の生活費や食糧の提供も継続して行いました。数週間後にシェルターが空き、お連れすると、プライバシーのある安全な場所で眠れることに安堵した様子でした。

（写真：シェルターへ案内する様子）

難民申請者は増加傾向にあり、今後も恒常的なシェルターのニーズが見込まれます。路上生活に陥る難民を減らす体制づくりは引き続き課題です。JARは、より多くのシェルターの用意と、必要に応じて迅速にシェルターへ案内できるよう、人材の確保に尽力します。

## 医療同行通訳者のキャパシティビルディング

日本に来た難民は経済的に困窮した生活を長期に渡って送らざるを得ない方が多く、その間、医療機関の受診が必要となることもあります。難民支援協会（JAR）では、主に無料低額診療を行う病院と連携しながら、医療につなげる支援をしてきました。受診する難民は日本語が分からぬ方も少なくなく、日常会話は問題なくできる方にとっても、病院で使われる専門用語の理解は困難です。受診につなげるだけでなく、医師の診断や助言を適切に伝えられる通訳の役割が非常に重要です。通訳として医療機関に同行する職員・インター・ボランティアの能力向上のため、ワークショップを開催しました。



ワークショップでは医療通訳を専門とする団体から講師を招き、2回に渡って医療機関における適切な通訳方法について学びました。意訳や誤訳が治療に影響を及ぼす可能性があるからこそ心がけるべき点や、通訳を待つ患者を不安にさせないコミュニケーションスキルなどを、ロールプレイを交えて習得しました。参加者からは、「専門的な医学用語が訳せない場面の適切な対応方法が分かりました」「自分の意見などを挟まず、忠実な通訳に徹することが医療の現場では特に重要だと学びました」といった声が上がりました。医療同行は今後も絶えず必要になると予想されます。医療につなげるだけでなく、受診まで適切に支援できるよう、引き続き、職員・インター・ボランティアを育成する仕組作りに取り組んでいきます。

## 難民グループワーク（メンタルサポート）の実施

日本にやってきたばかりで知り合いがほとんどいない、日本にそれなりの期間、暮らしてきて知り合いもいるけれど、ひとりきりで自宅で過ごすことが多い、日本語が話せない、日本文化になじめない、さらに経済的にも不安定など、日本で暮らす難民の多くは孤立しやすい状況に置かれています。難民が定期的に集まって自由に語れる場「OPEN TALK」を今年も開催しました。何でも話したいことをオープンに話して大丈夫、そういうグループとなれるよう OPEN TALK と名づけています。参加者は自分の考えや思いをシェアしたり、日本社会や難民認定申請手続きなどに関する疑問を話し合ったり、時には散策して日本文化に触れたりすることもあります。こうしたワークを通じて、地域社会での暮らしに少しでもスムーズに適応できるようになることを目指しています。

第2・4木曜日の午後2時～午後4時に、難民支援協会（JAR）の事務所近くの施設で開催。JARのソーシャルワーカーがグループをファシリテートし、軽食と飲み物を囲みながら、ときにはまったり、ときには熱く語り合っています。テーマは、難民認定申請手続き、日本語の学習方法、世界の難民の状況、日本の社会ニュース、在留資格、恋愛・結婚、



日本の難民保護のあり方などさまざまです。新宿区内の福祉施設を利用される方々との交流会、療養中の参加者の健康回復の祈願（近隣のお寺を散策するなかで）なども開催しました。

参加者の出身国数は約5カ国で、アフリカから来た人が多数を占めています。年齢は20代から50代。男性が多いです。助成事業対象期間（2014年4月～9月末）中には、12回開催し、のべ約70人が参加しました。10月以降も自己資金等で継続しています。

### OPEN TALK 参加者の声

「日本で難民申請を認めてもらうのは本当に大変」

「自分の国でいま起こっていることをもっと多くの人に知ってもらいたい」

「（母国でよく料理に使っていた食材に関して）英語や日本語では何て言つていいかわからない。日本のスーパーで買っている」

「さつまいもやオクラをよく食べます」

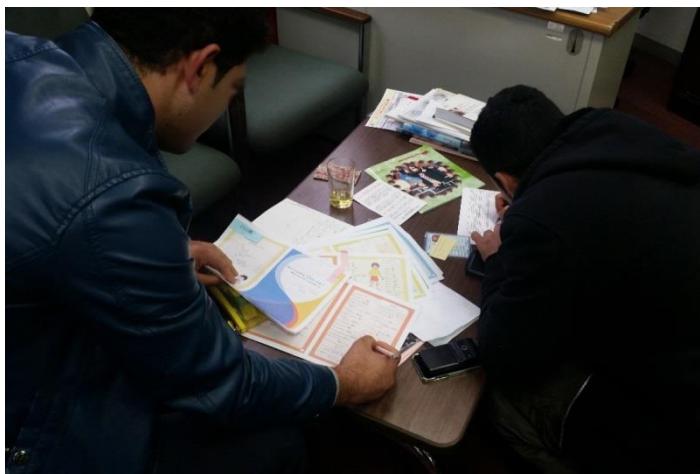
「相撲が好き。今場所は○○（力士名）がきっと優勝する」

「Good morningは、日本語でオハヨウゴザイマスでしょ。Helloは何て言うの？」

「大きな地震がどのくらいあるの？地震が起きたら東京に津波が来るの？」

日本で暮らす難民の多くは経済的に不安定な厳しい生活をサバイバルしています。自身の大変な状況だけでなく、好きなこと、得意なことも自由に語れて、安心できる場を目指して、今後も OPEN TALK を開催していきたいと思います。

## 難民集住地域における自助、共助の仕組作り



医療機関の受診では専門的な言葉も多く、日常会話ができる在住外国人であっても、受診などに苦労します。厚生労働省によると、在住・訪日外国人が増加しているにも関わらず、医療機関でのコミュニケーションについて、双方から課題が挙げられているといいます。2014年度は、難民の医療アクセスの向上と、医療現場の難民をはじめとする在住外国人を受け入れる力の向上を目指して、難民集住地域において医療ワークショップを開催したほか、医療アクセスツールを開発しました（写真：難民とともに医療アクセスツールを開発している様子）。

### 地域の病院と医療ワークショップを開催

これまで地域の医療機関側から、難民との相互コミュニケーションにおいて、問診表をきちんと書いてもらうことが重要という意見を多くいただいていました。そこで難民の集住地域にある病院と協働し、問診表利用の大切さと方法を学ぶワークショップを開催しました。ワークショップには、集住地域の医療機関のメディカルソーシャルワーカー（MSW）も参加し、難民が実際にどのような部分で苦労するのか、なども実感していただき、医療機関としてどのようにフォローし歩み寄れば難民の方の受け入れがよりスマートにいくかを考えいただきました（写真：問診表利用のワークショップで、必要な情報を記入していく様子）。



ワークショップ序盤では、なかなか思うように進められなかつた難民も、コツをつかむと自力で利用できるようになり、自信にもつながっていました。普段は通訳役の難民に頼りきりの難民が「自分にも出来る」という気持ちを持つことは、自力での医療機関への受診やその先の地域社会参画へつながっていくと思います。コミュニケーションに積極的な姿勢を持つことは、地域社会の一員として生活していくことにあたって大変重要だと改めて感じました。さらに、問診表利用のワークショップを通じ、難民と医療機関の双方が使いやすい易しい問診表を開発する取り組みも同時に行いました。その他、医療ニーズ把握ワークショップや、医療用語学習ワークショップ、医療ツールの活用ワークショップなども行いました（下記の『ゆびさしメディカルカード』に収録しています）。

## 医療アクセスの向上のためのツールを開発

難民の医療アクセスの向上を意識し、双方の「支援力」と「受援力」を高めることを念頭に、集住地域の医療機関関係者と難民とともに「ゆびさしメディカルカード」を開発しました。日本語だけでなく、双方からニーズの高い言語で展開。英語、フランス語、トルコ語、ビルマ語、ネパール語が出来上りました。



医療機関からは、「難民とのコミュニケーションに活用したい」という声に加えて、「難民を受け入れる医療機関を増やすように広めるきっかけにしたい」と社会への働きかけにも積極的な意見をいただき、今後の展開が期待されます。難民からは、「自力で病院にアクセスしやすくなる」「医師や職員とコミュニケーションを取りやすくなつて助かる」「病院でつかう日本語を勉強するのに使う」といった声も聞かれました。

ゆびさしメディカルカードの普及によって、医療機関関係者の難民への対応力の更なる向上と、難民にとどまらず、在住外国人全体の医療アクセス向上にも寄与できると考えています。今後、日本の医療機関では、在住・訪日外国人など多文化の方々を受け入れるための取り組みがより必要になることを見据えて、引き続き、支援力と受援力を向上させる取り組みを続けていきたいと考えています。

## 経済的自立支援プログラムの実施

日本で働く上で難民が直面する課題は、日本の労働文化、マナー、昇給・スキルアップに対する理解、そして面接や働く現場で必要な日本語能力だけではありません。日本語をほとんど話せない、これまで得た学歴やスキルが日本ではなかなか認知されない、就労意欲が高くても、就職先の選択肢が極端に少ない。あるいは、時給は高いが非正規雇用のため、スキルアップしてより安定した生活を得る見通しが立たず、精神的に追い込まれる、といった相談が増えてきました。JARは、昨年に引き続き、(株)栄铸造所の協力を得て、これまでの基本的な就労課題に加えて、就労先の選択肢やキャリアアップの見通しについても解決を視野に入れた就労前準備コース企画・運営しました。

難民の多くは来日してすぐに働く必要性に迫られます。就労前準備コース参加するメリットを明確に感じてもらうため、参加を検討している難民に向けたオリエンテーションを開催しました。昨年のコースに参加し、現在働いている難民の声をビデオメッセージを通じて届け、本コースが難民の抱える課題を解決できる内容であることを伝えました。

### 取り組み1：日本の企業文化へ理解を深める座学

就労準備といえば、内定を前提とした企業文化やマナーの教育が中心です。しかし、本当に必要なのは、選択肢を持ち、将来を考えられる企業に就職するための準備です。「なぜ、その企業で働きたいのか？」に対する自分なりの理由や気持ちが必要です。座学授業では、これを意識して、日本の企業文化への理解を深めました。また、職場で必要な挨拶、5S、タイムシートの打ち方、報連相（ほうれんそう）をロールプレイングと教科書を通じて学びました。参加した難民からは、「面接官に扮した新先生の厳しい質問に答える事が出来て、自信がついてきた」という声が聞かれました。

### 取り組み2：働くための日本語教育



「にほんではたらく」を意識した日本語教育を実施しました。働く、ということは単に職場のみならず、就業時間前、就業時間後も関係があります。職場「内」だけを意識した日本語教育とは異なり、職場「外」でも必要とされる日本語使用場面も想定した「Can Do」授業を実施しました。例えば、病気の際、会社へ単に「休む」ことを伝えるのではなく、どこが悪くて休むのか、あるいは病院に行って午後から出社するのか、などロールプレイを通じて勉強しました。

また、自宅や地域の無料日本語学校でボランティアさんと一緒に反復練習できるよう、「にほんではたらく」という教科書を作成。日本語と英語の両方表記としたりでなく、日本語に対して、ローマ字でルビを振る工夫をこらしました。さまざまな場面をロールプレイできる構成となっています。難民からは、「日本語は非常に難しいけれど、質問と答えを通じて会話をしている感覚がとても楽しくてずっと続けたい」と好評でした。

### 取り組み3：難民が将来を見通せる企業を増やしていく

難民の就職先選択肢を広げることは、単に難民の採用に興味がある企業リストを増やしていく事ではありません。難民が将来を見通せる企業を開拓していく事です。そのために一番効果的なことは、実際に難民を採用している企業経営者を通じて、他の企業へネットワーク広げていくことです。昨年のWAM助成事業を通じて、初めて難民の企業見学、OJTを受け入れた(株)美山技研の大久保社



長にお願いし、他の企業経営者に向けて、受け入れの経験や効果、課題などを経営者視点でお話しいただきました。難民だからではなく、今いる社員が将来設計できない企業は結局必要とされない、そういう観点から自社を見直すきっかけになった、という言葉があり、労働力が欲しいという気持ちだけではとても採用できない、という厳しい言葉もありました。また、実際にOJTに参加をした先輩難民にも参加してもらい、難民を知って、興味を持っていただく場を持ちました。その結果、これまで非常にハードルが高いと感じていましたが、難民からも強い希望があった商社（営業職）から、是非、難民の会社見学、OJT受け入れに参加したいという声が上がり、実現しました。

#### 取り組み4：難民と企業のマッチングを目指した合同説明会

上記のような取り組みを通じて、企業のネットワークを広げ、2月27日には難民と企業のマッチングを目指した合同説明会の開催が実現しました。参加した難民は、約30人にのぼります。難民を人材として雇用することを考えている企業からは、12社14名に参加していただきました。難民の参加者は事前に話を聞きたい企業を選んでおり、必要に応じて通訳も交え、企業担当者との間で熱心に相互の理解を進めました。説明会において難民自身が希望し、また企業側からも人材として評価をしたケースは、企業見学、OJT（有償での就労体験）を経て、継続的な就労を目指していきます。



#### 取り組み5：会社見学・OJT受け入れ企業を広げる

マッチングや企業啓蒙活動を通じて、今年度は新たに3社がOJT受け入れに手を上げてくださいました。関東圏に広がり、職種も技術職から営業職まで幅がでました。特に、言葉が課題で、イメージさえ出来なかった商社の受け入れが実現したことは大きな成果です。既に難民を受け入れている企業から、先輩難民が指導するOJTを最大2週間実施しました。期せずして、ものづくり企業と商社企業の経営者から、「商談の場に難民に参加してもらった。これまで、かたい雰囲気の商談が多くかったが、彼らの姿勢やコミュニケーションで非常に場が和んだ。こんなことは想像した事が無

かったが、相手も英語でなんとか話そうするし、こちらの会社イメージが良い意味で変わった、と言われた」というコメントがあり、「たとえ日本語ができないからといって悲観的になっても、お客様は関係なく英語でコミュニケーションをとろうとする、我々のイメージ、出来ないと思っていた理由が実は魅力だったとは」という話が印象的でした。



OJT 終了後、3名に内定が各社からされました。その後、2名が正社員見込みで採用されました。残り1名も、自分はこういう貢献が出来る、会社として自分の3年後をどう位置付けているか、どういうスキルや貢献を期待しているのか、昇給は?といった具体的な質問をぶつけ、企業と最終的な調整を行っています。今回、参画していただいた企業は、それらの質問に的確に答えてくださっています。これは、留学生と大企業のマッチングとは異なります。日本語が話せなくても高い就労意欲をもつ年齢も学歴も能力もさまざまな難民と、社員30名以下の地域の中小企業との就労マッチングの一場面です。この取り組みを継続する事で、双方が安心・安全に仕事し続ける就労環境をつくりながら、難民が日本で、多様な将来設計ができるようになることを目指していきます。

## 首都圏外の困窮難民支援の拡大

難民支援協会（JAR）には、昨今、首都圏・関東近郊に住む難民からの相談に加えて、名古屋や大阪等で暮らす難民からの相談も増えてきています。しかし、JAR事務所までのアクセスの面から直接的な支援を提供することが難しい場合が多く、結果として連絡が途切れてしまうこともありました。そこで、今年度の助成事業では、他団体との連携によって、首都圏外に住む難民への適切な法的・生活支援の拡充を図り、首都圏外で貧困に陥っている脆弱な難民の生活安定を図ることを目的とした、ネットワーク開拓・深化事業を実施しました。

### 全国5地域での新たなネットワーキング

福岡・長崎・山口・松本・浜松の都市を訪問し、地元の外国人・難民支援団体やホームレス・困窮者支援団体等より、難民・外国人の受入状況や各団体の活動状況等について伺い、今後の連携について話し合いました。

福岡はアジアの玄関口でもあるため、外国人支援をする団体も多く、計5団体より福岡での活動状況を聞くとともに、団体の知見を共有していただきました。その時のネットワーキングをきっかけに、全国シェルターシンポジウムが山口県で開催された際に職員が招待され、全国から集まるシェルター運営団体とのネットワークを構築することができました。さらに、入国管理局の大規模な収容施設がある長崎県では、地元の教会関係者やボランティアを訪問し、彼らの支援活動や被収容者の状況等について話を聞くことができました。被収容者は外部へのアクセスが極めて限られていることから、地元支援者が面会活動等において重要な存在となっています。また、松本市では、日本語支援関係者や自治体関係者等との会合を設定し、昨今のシリア難民等の状況や外国人の受け入れ等について話し合い、有意義な時間となりました。

松本市においては、松本市に日本語を学ぶ外国人がいることから、松本市に日本語を学ぶ外国人の受け入れ等について話し合い、有意義な時間となりました。松本市においては、外国人が占める割合が多いながらも、集住都市ではなく点在している状況を学び、外国人の子どもをめぐる取り組みや東に日本大震災後が強まった地域の話なども共有していただきました。外国人労働者・住民の受け入れの歴史が長い浜松市では、4団体を訪問。就労支援や子どもの教育面について、これまでの経験を教えていただくとともに、JARの活動への助言もいただきました。



### 名古屋・大阪における連携の深化

名古屋では、立ち上げを支援した名古屋難民支援室（以下、DAN）の支援活動の拡がり、特に名古屋における難民への医食住の支援の拡がりを実感しました。今年度は DAN への委託事業として、難民一人ひとりへの支援に加えて、ネットワーキングを強化しました。東海在日外国人支援ネットワークやなんみんフォーラムへ積極的に参加するとともに、医療機関への受診を希望する困窮状態にある難民のため、名古屋で無料低額診療事業を実施している医療機関との連携を開始することができました。また、地域住民との難民シェルター作りや、シェルターを運営している団体とのネット

トワーク構築、さらには名古屋入国管理局での収容が長引いた場合に移送される関西や九州の支援者や弁護士とのネットワーク構築も実施しました。このような名古屋での支援活動においては、本助成事業の連携団体の1つである全国難民弁護団連絡会議から多くのアドバイスをいただきました。

大阪での支援活動においては、RAFIQと連携し、関西地域で困窮しホームレス状態となっている難民へシェルター3室を提供しました。また、他にもホームレス支援団体や教会関係の支援者など計4団体を訪問し、新たなネットワークも構築しました。西日本入国管理センターは2015年9月に閉鎖されることが決定し、今後被収容者は長崎の収容施設に収容されていくことが予想されます。大阪や長崎の支援者および団体との連携をより一層強化していきたいと考えています。